

令和3年

寒河江市農業委員会第5回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第5回総会

日 時 令和3年5月25日（火）午後9時00分
会 場 寒河江市役所1階 議会会議室

出席委員

1番 鈴木 浩之	2番 土田 彦雄	3番 渡辺 裕之
4番 新宮 しのぶ	5番 眞木 早百合	6番 奥山 浩二
7番 芳賀 宏	8番 大泉 孝彦	9番 影沢 政俊
10番 後藤 孝好	11番 氏家 理香	12番 菊地 ひとみ
13番 猪倉 通文	14番 相原 稔	15番 片桐 道雄
16番 山田 和義	17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀

事務局

事務局 長 猪倉 秀行	事務局 長 補 佐 芳賀 豊彦
総務 主 査 菊地 亮	農地 主 査 高橋 昭光
農地 係 主 事 稲垣 奨	

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について

議事

- (1) 議第19号 事業計画変更申請書の審議について
- (2) 議第20号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (3) 議第21号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第22号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (5) 議第23号 農用地利用集積計画書の審議について

木村議長 ないようですので、ほかに事務局からありますか。

事務局（農地係主事） 特にありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第19号から議第23号までの議案について一括上程します。

- (1) 議第19号「事業計画変更申請書の審議について」
- (2) 議第20号「農地法第3条の規定による許可処分について」
- (3) 議第21号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (4) 議第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」
- (5) 議第23号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第19号から議第23号まで一括上程します。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理者、報告をお願いします。菅井会長職務代理者。

菅井会長職務代理者 はい、議長。17番、菅井です。

去る5月20日に開催されました事前審査会の報告を行います。

今回の事前審査会では、総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査を行いました。いずれの案件にしても、計画書のとおりであれば問題はないと判断しました。

なお、事前審査会における現地調査につきましては、このたびは案件がございませんでした。

以上であります、各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

ただいまから地区審査に入ります。審査時間は30分程度としまして、9時45分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時10分

再開 午前 9時41分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第19号「事業計画変更申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。芳賀委員。

芳賀委員

はい、議長。7番、芳賀です。

議第19号の事業計画変更についての審査でございます。

5ページお開きください。

(議案書順位2番朗読)

ここにつきましては、平安典礼と、それから西根の石川寺というお寺がありますけれども、その間に住宅地があります。その住宅地の中にぽつとまだ空き地的に残っているところがありまして、その現場ということになりまして、転用に関してはほぼ完了されている状況ではありますけれども、事業

計画がまだ完了していないということで、 に承継したいという話でございました。

これにつきましての現地調査を5月14日、土田委員、それから斎藤推進委員と確認してまいりまして、何ら問題ないだろうということで判断してまいりました。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。

事業計画変更の順位2番につきましては、先ほど説明があったとおり事業計画者の変更となっております。目的は、変更前と同じく個人住宅建築用敷地への転用であります。申請地は都市計画区域内の用途地域がついている農地でありまして、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えています。

なお、議第22号、農地法第5条での審議もよろしく願います。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第19号「事業計画変更申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第19号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第20号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、渡辺委員、お願いします。渡辺委員。

渡辺委員 はい、議長。3番、渡辺です。

議第20号「農地法第3条の規定による許可処分について」。

7ページをお開きください。

(議案書順位16番朗読)

土地は3筆ございますが、上川原197番の樹園地は、112号をまっすぐ行って警察を過ぎたあたりのところの右側の樹園地になります。この園地は、両脇をこの[]の樹園地に挟まれた一画の204平米になります。その112号を挟んで反対側にある500平米の土地も、こちらサクランボ畑で、[]がサクランボをやるということで、何ら問題ないと見てきました。

中央2丁目のほうは、[]の自宅の裏の農地になります。こちら、この[]89歳なんですが、この人の前

の代からの賃貸契約があった状態だったということで、労力不足と経営規模の拡大ということで、地区審査及び事前審査会でも問題ありませんでした。

以上です。

(議案書順位 17 番、18 番朗読)

こちら、耕作放棄地になっておりまして、菅井代理及び小野推進委員さんに動いていただきまして、耕作放棄地の解消ということでこちらの■■■■■にお貸しいただくということで、労力不足と経営規模の拡大ということで、何ら問題ないということです。景観がきれいになって、かえっていいことだなと思っております。

次の18番も寒河江市砂川原で、こちらの続き地になります。こちらも耕作放棄地で、一面がきれいになるということで非常にいいことだなということで、地区審査、事前審査会でも問題ございませんでした。

(議案書順位 20 番から 24 番朗読)

こちらは一括です。

こちら、田代のほうに向かって留場の集落がありまして、留場の集落がありましたら沢のほうにずっと下りていって一番下のほうになります。本当に沢の近くの田んぼになります。

この辺はまだ1筆だけ去年まで耕作していたということで、ほかの7筆に関しては耕作放棄地状態であったということでございます。

こちら、買主さんが全部ビー・エム・エフさんということで、ビー・エム・エフさんでも農業部門2人ほど増やして、こちらにはネマガリタケやモウソウダケを植えるということ

で申請をいただいている。

こちらの案件、先月の総会の後、白岩地区の委員さん及び推進委員さんの方5名で現地調査していただいて、なお確認のため、属人地である寒河江地区で確認を今回したということです。

こちらの案件、全部16日に片桐委員、小野推進委員と一緒に見て回りました。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。芳賀委員。

芳賀委員

はい、議長。7番、芳賀です。

(議案書順位15番朗読)

この場所につきましては、親水公園の南側に水田が二割りほどあります。その親水公園の200メートル南側に行きますと、八畝東の樹園地が点在しているところになりますけれども、そこの一画にその現地があるということでございます。その譲渡人の■■■■の園地と譲受人の■■■■の園地が隣接しておりまして、■■■■のほうでも規模拡大のためどこかないかという話が前からありまして、好条件の畑ではないかなと見てまいりました。

これにつきましては、5月14日に土田委員と斎藤推進委員で確認してまいりました。規模拡大にも好条件であるということ、地区審査、それから事前審査でも異議ございませんでした。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします。大泉委員。

大泉委員

はい、議長。8番、大泉です。

農地法第3条の規定による許可処分について。

7ページをご覧ください。

(議案書順位14番朗読)

譲渡人、譲受人の両方の先代が売買していたんですが、農地法の許可を得ていなかったということで、代金は当時支払い済み。そのため、対価はなし。現在も譲受人が耕作している。

場所は、国道458号線の中郷バイパスを大江方面に向かい、鈴亭そば屋さんの前の道路向かい側にある山道を南に約1キロメートルぐらい入ったところで、車1台がやっと通れるところでありました。

先日13日に、私と後藤委員と熊坂推進委員、3人で現地調査を行いました。申請どおりであれば何ら問題ないと判断してまいりました。

事前審査でも異議はありませんでした。

(議案書順位19番朗読)

申請地というのは、平成3年、当時建築業を営んでいた譲渡人が資材倉庫建築用地として第5条の許可で所有権移転したものの、計画が完了しないまま現在に至るとのことで、地目は公簿、現況ともに畑のため、今回は第3条で所有権移転を行うということです。

場所は、寒河江市金谷の柴橋地区公民館の東側の菅野板金屋さんの向かい側の土地で、譲受人の■■■■の畑になります。この譲受人の■■■■と■■■■は隣同士でありますので、申請どおりであれば何ら問題ないとして、先日14日、私と奥山委員と渡辺推進委員の3人で現地調査を行いました。事前審査でも異議はありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。
続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。

猪倉委員

はい、議長。13番、猪倉です。
農地法第3条、9ページをご覧ください。

(議案書順位25番朗読)

貸人の■■■■と借人の■■■■は親子であります。

この場所につきまして、影沢委員、相原委員、川越推進委員と私4人で、2時間ばかり歩いて現地を見てまいりました。計18か所に分かれておりまして、大字八畝は米沢山岸線に点在しておりました。大字米沢は、陵西中学校の国道を挟んで2か所に分散しておりました。大字谷沢8筆は、国道458号線からちょっと左沢に入ったところにありました。これも8筆とありますけれども、細かくなっておりました。

これにつきまして、申請事由にもございます、息子さんが法人を設立するために■■■■から法人に貸付けということで、現地を見てまいりましたけれども、これにつきまして、このまま息子さんに譲り経営するのであれば問題なかろうと見てきました。

地区審査においても意見は別にございませんでした。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査）

はい、議長。

順位14番から25番までの案件につきまして、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各号には該当しないことが確認されました。許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第20号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長

全員賛成ですので、議第20号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長

次に、議第21号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

柴橋地区、大泉委員、お願いします。大泉委員。

大泉委員

はい、議長。8番、大泉です。

農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」。

11ページをお願いします。

(議案書順位3番朗読)

申請事由といたしまして、現在の居住地の南側に位置する侵入通路の道幅が狭いため、とても利便性が悪く、また安全面からも問題があると感じており、新たにそれを設置するものであるということです。

場所は、陵南中を西に向かい、県道24号線金谷バイパスの、金谷の稲荷神社から200メートルほど大江方面に向かった左側になります。

先日14日、私と奥山委員と渡辺推進委員の3人で現地調査を行い、申請どおりであれば何も問題ないと判断してまいりました。

なお、事前審査でも異議はありませんでした。

(議案書順位4番朗読)

申請事由といたしまして、今から20年以上前、当時建築確認申請をする場所ではなかったため、農地とは知らずに自宅のそばに農機具置場兼倉庫を建ててしまったということで、自宅を増改築しようとして計画したところ、申請地の地目が田で

あることがわかり建築申請をすることができないことが判明し、急遽農地転用申請をすることになった。

場所は、柴橋小学校から南に向かい、此の木橋を渡ってすぐの十字路を旧平塩中郷線の道路を平塩方面に行き、200メートル行ったところで、先日13日、私と後藤委員と熊坂推進委員の3人で現地調査を行い、申請どおりであれば何ら問題ないと判断して、事前審査会でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございます。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。

順位3番につきまして、申請地は農用地区域内で10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるため、第1種農地と判断します。第1種農地は原則許可されませんが、このケースにつきましては、当該目的は集落に接続して設置するもので、日常生活に必要な施設であり、代替性を検討してもらった結果、代替性も認められないため、計画どおりであれば、農地区分の立地基準を満たしており、転用目的も問題ないと考えます。

また、農地転用許可一般基準調書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ありませんでした。

順位4番につきましては、先ほど説明があったとおり追認の農用申請になっております。このたびの母屋の増改築、建て替えに併せまして、違反状態を解消するために追認の転用申請を行うものです。申請地は同じく農用地区域内で、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあるので、第1種農地と判断します。同じく原則許可はされませんが

も、当該目的は集落に接続して設置する日常生活に必要な施設であり、ほかに代わりとなる農地もなく、計画どおりであれば、違反状態を解消するものであり、やむを得ないと判断します。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第21号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第21号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、渡辺委員、お願いします。渡辺委員。

渡辺委員

はい、議長。3番、渡辺です。

議第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」。

13ページをお開きください。

(議案書順位10番朗読)

こちら、場所は古澤酒造さんとマックスバリューさんの間にある[]の自宅の裏側に、表も道路、裏も道路になっているんですが、裏側にある農地になります。こちらの裏のほうに息子さんの[]が自宅を建てるということで、申請どおりであれば何ら問題ないと見てきました。

改良区の見解も可でございます。

(議案書順位11番朗読)

こちら、ヤマザワ寒河江プラザ店さんの北側に警察の官舎、公務員の宿舎がございます。そちらとヤマザワさんの裏の間になります。ネッツトヨタさんの裏になるのかな。こちらの住まいる一む情報館さんの駐車場として使用するということで、住宅地の中の一画の農地でありまして、何も問題もないと見てきました。

改良区の見解も可です。

(議案書順位13番朗読)

こちら、仲谷地2丁目ということで、住宅地の中の農地になります。今現在、何も植わっていない農地です。だから、雑種地みたいな感じになっております。場所といたしましては、高瀬山のほうから陵南中学校に向かってカーブを過ぎて左に曲がるところを右に曲がった最初の交差点の角地になり

ます。こちら先ほども言いましたが住宅地の中の農地でありまして、何ら問題ないと見てきました。

改良区の見解も可です。

(議案書順位 15 番朗読)

こちら、場所がこの[]の自宅の裏側になります。場所といたしまして、石山鉄工所の本店というところと皆さん分かりますと思いますが、そこに栄町の公園がございまして、その交差点を寒河江駅のほうに向かって1軒目、右側にあるのが[]の自宅になります。こちらの脇に古い道路があるんですが、その裏にまた住宅がありまして、その次の農地になります。こちら、今サクランボが植栽されておりますが、住宅地の中の農地でございますし、何ら問題ないと、16日に現地調査といたしまして片桐委員、小野推進委員と一緒に見て回りました。

事前審査会及び地区審査会でも問題ございませんでした。

以上です。

木村議長

ご苦労さまでした。

続いて、西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。芳賀委員。

芳賀委員

はい、議長。7番、芳賀です。

(議案書順位 14 番朗読)

先ほど議第19号でご説明した内容で、19号では事業計画の変更ということで、承継人が[]ということでの承認をいただいたところでありまして、その土地を、所有権を

移転するという案件になります。

場所についてもご説明したとおりでございます、住宅地の中にぽつんと畑というか、まだ未完成の造成の土地があるということで、周辺にも農地がないということで何ら影響もないだろうということでございまして、地区審査でも異議ございませんでした。

(議案書順位 16 番朗読)

おじさん、甥っ子という関係になります。

場所につきましては、寒河江警察署の南側ということになりまして、寒河江警察署の裏側といったらいいんでしょうか。ということになります。そこにつきましては第3種農地ということになっておりますので、ここに住宅を建てたいということでもあります。

これも5月14日に土田委員、それから斎藤推進委員と現地を確認してまいりました。現地の南側にサクランボがございすけれども、そこもちょっと心配なところがあったわけですが、通路を確保するということがありましたので、それであればいいだろうということで私たちも確認してまいりましたところでは。

なお、地区審査等でも異議がございませんでした。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございます。

続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします。大泉委員。

大泉委員

はい、議長。8番、大泉です。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について。

13ページお開きください。

(議案書順位12番朗読)

先日14日、私と奥山委員、渡辺推進委員の3人で現地調査を行い、申請どおりであれば何ら問題はないと判断してまいりました。

なお、事前審査でも異議はありませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。

順位12番以外、順位10番、11番、13番、14番、15番、16番は、いずれの申請地も都市計画区域内の用途地域内にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可でありますので、いずれの農地区分も目的も問題はないと考えます。

順位12番については、先ほどの農地法第4条の順位3番と同一事業でありまして、同じ第1種農地と判断しまして、同じ理由によりまして、計画どおりであれば、農地区分の立地基準を満たしており、転用目的も問題ないと考えます。

また、いずれの案件につきましても、農地転用許可一般基準調書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第22号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第22号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第23号「農用地利用集積計画書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。芳賀委員。

芳賀委員

はい、議長。7番、芳賀です。

議第23号「農用地利用集積計画書の審議について」、17ページをお開きください。

(議案書朗読)

次の集計表になりますけれども、18ページをお開きいただきまして、ここにつきましては属地集計のため、地区名は

全て高松に記載されておりますけれども、属人集計ではうち1筆が西根地区案件となっておりますので、併せて報告いたします。

地区名が西根ということで、筆数が1筆、樹園地0.12ヘクタールで、計0.12ヘクタール。内訳は全て利用権設定等促進事業になります。

いずれの農地も農用地域域内で、譲受人は認定新規就農者であり、地区審査会では異議ございませんでした。

以上でございます。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、高松・醍醐地区、猪倉委員、お願いします。猪倉委員。

猪倉委員

はい、議長。13番、猪倉です。

(議案書朗読)

続いて、18ページの集計表をご覧ください。

属地集計のため、地区名は全て高松で記載されておりますが、属人集計ではうち1筆は西根地区案件となりますので、それを除いた6筆とも報告いたします。

地区名、高松、筆数4筆、畑0.12ヘクタール、計0.12ヘクタール、内訳は全て利用権設定等促進事業になります。

いずれの農地も農用地域域内で、譲受人は認定新規就農者であり、地区審査でも異議はございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございます。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（農地主査） はい、議長。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長 ないようですので、採決します。

議第23号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第23号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 これで、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。大変ご苦労さまでした。

閉会 午前10時24分

令和3年5月25日

第5回総会議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 2番委員.....土田彦雄.....

議事録署名委員 9番委員.....影沢政俊.....